

○日本育英会が行う学資金回収業務の方法に関する省令

昭和59年8月7日

文部省令第42号

改正 平成12年3月31日文部省令第41号

日本育英会法（昭和59年法律第64号）第25条第3項の規定に基づき、日本育英会が行なう貸与金回収業務の方法に関する省令（昭和38年文部省令第6号）の全部を改正する省令を次のように定める。

日本育英会が行う学資金回収業務の方法に関する省令

（日本育英会の責務）

第1条 日本育英会（以下「育英会」という。）は、日本育英会法（昭和59年法律第64号）第22条第1項の学資金（以下「学資金」という。）の回収業務に関し効率的な方策を調査研究し、当該業務の能率的な運営を図るよう努めなければならない。

（割賦金の返還の通知）

第2条 育英会は、6月以内にその返還期日が到来することとなる割賦金（日本育英会法施行令（昭和59年政令第253号。以下「令」という。）第6条第1項に規定する割賦の方法により学資金を返還する場合における各返還期日ごとの返還分をいう。以下同じ。）を返還する義務を有する要返還者（学資金の貸与を受け、当該学資金を返還する義務を有する者をいう。以下同じ。）に対しては、あらかじめ当該割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、要返還者の住所の変更の届出がない等の理由により育英会においてその所在を知ることができないときその他特別の事情があるときは、当該要返還者の連帯保証人に対して行うものとする。

（割賦金の返還の督促等）

第3条 育英会は、割賦金の返還を延滞している要返還者に対しては、少なくとも6月ごとに当該要返還者が延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

2 前項の規定による督促は、次の各号の一に該当する場合には、当該要返還者の連帯保証人に対して行うものとする。

(1) 要返還者の住所の変更の届出がない等の理由により、育英会においてその所在を知ることができないとき。

(2) 前項の規定による督促を重ねても要返還者が割賦金を返還しないとき。

(3) その他特別の事情があるとき。

3 育英会は、前2項の規定により要返還者又はその連帯保証人に対し割賦金の返還を督促する場合には、次に返還期日が到来することとなる割賦金の額及び返還期日並びにその支払方法等を併せて通知することにより、これらの者に対する前条の規定による通知を省略することができる。

（保証人に対する請求）

第4条 育英会は、次の各号の一に該当する場合において、前条に規定する督促によ

つては割賦金の返還を確保することが困難であると認めるときは、要返還者の保証人に対し、当該要返還者が返還を延滞している割賦金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

- (1) 要返還者及びその連帯保証人の所在を調査しても知ることができないとき。
- (2) 前条の規定による督促を重ねても要返還者及びその連帯保証人が割賦金を返還しないとき。

(割賦金に係る延滞金)

第5条 育英会は、前2条の規定による督促又は請求を行う場合には、次項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促し又は請求するものとする。

- 2 育英会が割賦金の返還を延滞している要返還者に賦課する延滞金の額は、育英会の定めるところにより、当該延滞している割賦金（利息を除く。）の額につき年10パーセントの割合で計算した金額とする。ただし、要返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(割賦金の返還の強制)

第6条 育英会は、割賦金の返還を延滞している要返還者又はその連帯保証人若しくは保証人（以下「要返還者等」という。）が前3条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないときその他特別の必要があると認めるときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第7編に定める手続により割賦金の返還を確保するものとする。

- 2 育英会は、前項の規定によつても割賦金の返還を確保することができないときその他学資金の適正な回収を図るため必要があると認めるときは、民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手続に関する法令に定める手続により割賦金の返還を確保するものとする。

(返還未済額の全部の返還の強制等)

第7条 前条の規定は、返還未済額の全部の返還（令第6条第3項の規定による学資金の返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、前条中「割賦金の返還」とあるのは「返還未済額の全部の返還」と、同条第1項中「前3条の規定による督促又は請求を受けてもその延滞している割賦金を返還しないとき」とあるのは「育英会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないとき」と、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 育英会は、要返還者等が育英会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、育英会の定めるところにより、当該延滞している返還未済額（利息を除く。）の全部の額につき年10パーセントの割合で計算した延滞金を請求するものとする。ただし、要返還者が返還未済額の全部の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められるときは、これを減免することができる。

(報奨金)

第8条 育英会は、要返還者等が日本育英会法第22条第1項の第一種学資金（以下この条において「第一種学資金」という。）に係る最終の割賦金の返還期日の4年前までに第一種学資金の返還未済額の全部を一時に返還したときは、その者に対し、当該返還により繰上返還したこととなる割賦金の金額につき5パーセントの割合で計算した金額を報奨金として支払うことができるものとする。ただし、返還を開始した日の翌日から起算して7年以上（返還の期限を猶予されている期間を除く。）経過した後に返還未済額の全部を一時に返還したときに支払うことができる報奨金は、当該返還により繰上返還したこととなる第一種学資金に係る割賦金の金額につき3パーセントの割合で計算した金額とする。

（学資金回収業務の委託）

第9条 育英会は、要返還者の同意を得、かつ、その者に係る割賦金の支払方法を特約した上、当該要返還者を使用する者に対し、当該要返還者に係る学資金の回収業務の一部を委託することができる。この場合において、当該要返還者に係る学資金の回収に関しては、第2条から前条までの規定によらないものとする。

2 育英会は、前項の規定により学資金の回収業務の一部を委託する場合には、当該委託に係る業務に関し、受託者と次に掲げる事項について約しなければならない。

- (1) 要返還者の名簿の作成及び変更に関する事項
- (2) 受託者が行う学資金の回収業務の方法
- (3) 受託者が回収した学資金の管理及び育英会に対する引渡しの方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学資金の回収業務の委託に関し必要な事項

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日文部省令第41号）

（施行期日）

1 この省令は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前の第一種学資金の貸与契約に係る報奨金の支払については、なお従前の例による。